

飛翔

人事委員会年報

令和7年度

佐賀県人事委員会

目 次

全 般 事 項

I 組織の概要

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の事務	1
3	人事委員会委員	1
4	事務局の組織	2
5	事務局の分掌事務	2
6	事務局の職員	3
7	令和7年度予算	3

II 人事委員会

1	人事委員会の開催状況	4
2	条例案に対する意見	9
3	委員会及び事務局関係規則等の制定及び改正	9

業 務 の 執 行

I 公平審査事務

1	職員の分限処分及び懲戒処分	1 0
2	勤務条件に関する措置要求	1 0
	(1) 措置要求の処理状況	1 0
	(2) 令和7年度の処理結果	1 0
3	不利益処分についての審査請求	1 0
	(1) 審査請求の処理状況	1 0
	(2) 令和7年度の処理結果	1 1
4	苦情相談の状況	1 1
	(1) 苦情相談の内容別件数	1 1
	(2) 苦情相談の処理区分	1 1
5	公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て	1 1
6	退職手当の支給制限等の処分についての意見	1 1
7	不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況	1 2

II 職員団体事務

1	管理職員等の範囲を定める規則の改正状況	1 3
2	管理職員等の範囲一覧表	1 4
3	職員団体の登録	1 6
4	法人格付与法に基づく申請及び変更届	1 6

III 任用事務

1	採用試験	1 7
	(1) 令和7年度採用試験の概要	1 7

(2) 令和7年度採用試験の実施状況	2 2
(3) 採用試験の過去の実施状況	2 3
(4) 受験者数の推移	2 5
2 採用選考	2 6
(1) 採用選考の状況	2 7
(2) 障害者を対象とする採用選考の状況	2 7
3 昇任選考	2 8
4 転任協議	2 8
5 公益的法人等への職員派遣	2 8
(1) 在職派遣の状況	2 8
(2) 退職派遣の状況	2 8
6 任期付職員採用	2 8
7 任用関係規則の改正状況	2 8
IV 給与事務	
1 職員の給与等に関する報告（給与について）	2 9
(1) 職員の給与等	2 9
(2) 職員の給与と民間給与との比較	2 9
(3) 国家公務員との給与水準の比較	3 0
(4) 職員の給与の改定方針	3 0
(5) 給与勧告実施の要請	3 2
2 職員の給与等に関する報告（公務運営について）	3 5
(1) 人材の確保・育成等	3 5
(2) 勤務環境の整備	3 8
(3) 服務規律の確保	4 0
3 給与関係規則及び運用通知の制定、改正又は廃止	4 1
(1) 規則の制定、改正又は廃止	4 1
(2) 運用通知の改正又は廃止	4 4
4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認	4 6
V 職員の勤務条件関係事務	
1 労働基準監督機関としての職権行使	4 7
(1) 事業場の区分	4 7
(2) 労働基準監督機関の職権行使	4 8
(3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査	4 9
(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施	4 9
2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況	5 0
(1) 規則の制定又は改正等	5 0
(2) 告示の制定又は改正等	5 0
(3) 運用通知の制定又は改正等	5 0
3 職員の退職管理に関する規則等の改正状況	5 0
(1) 規則の制定又は改正	5 0

(2) 運用通知の制定又は改正	5 0
(3) 再就職者による依頼等の届出	5 0
VI 公平委員会の受託事務関係	
1 受託団体	5 1
2 勤務条件に関する措置要求	5 1
3 不利益処分についての審査請求	5 1
4 苦情相談の状況	5 1
(1) 苦情相談の内容別件数	5 1
(2) 苦情相談の処理区分	5 1
5 職員団体事務	5 2
(1) 管理職員等の範囲	5 2
(2) 職員団体の登録	5 2

全般事項

I 組織の概要

1 人事委員会の設置

人事委員会は、専門的な人事行政機関として、かつ、任命権者と職員間に立つ第三者機関として、地方自治法第180条の5第1項及び地方公務員法第7条第1項の規定に基づき各都道府県に設置が義務づけられている。

昭和26年6月4日に佐賀県人事委員会設置条例(昭和26年佐賀県条例第19号)が施行され、同月12日に初代人事委員が選任され佐賀県人事委員会が発足した。

2 人事委員会の事務

地方公務員法第8条の規定により、人事委員会が処理することとされている事務は、次のとおりである。

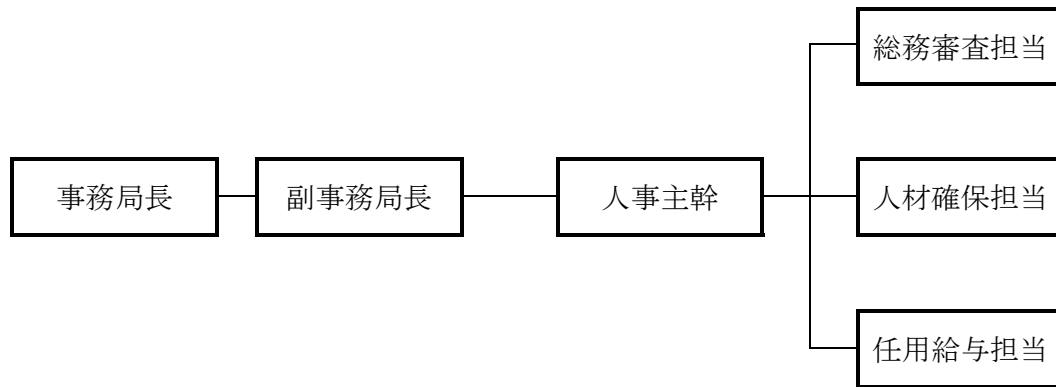
- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- (5) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (6) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (7) 職員の給与がこの法律及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (8) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (9) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (10) 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- (11) 前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基きその権限に属せしめられた事務

3 人事委員会委員

(令和8年3月31日現在)

職 名	氏 名	任 期	職 業	備 考
委員長 (非常勤)	江 崎 匡 慶	R5.8.4 ~R9.8.3	弁護士	R5.8.4 委員就任 R7.9.1 委員長就任
委 員 (非常勤)	坂 本 洋 介	R5.8.3 ~R9.8.2	会社役員	R5.8.3 委員就任
委 員 (非常勤)	田 島 みゆき	R8.3.30 ~R12.3.29	会社役員	R8.3.30 委員就任

4 事務局の組織



5 事務局の分掌事務

担当名	分 掌 事 務
総務審査担当	1 人事委員会委員及び人事委員会の会議に関すること。 2 事務局職員の人事、給与、服務及び福利厚生に関すること。 3 公印の管守並びに文書の収受、発送及び保管に関すること。 4 財務事務に関すること。 5 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分 of 審査請求に関すること。 6 職員の苦情の処理に関すること。 7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関すること。 8 職員の服務、分限、懲戒その他身分取扱いに関すること。 9 職員の退職管理に関すること。 10 管理職員等の範囲の指定及び職員団体の登録に関すること。 11 職員の勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度に関すること。 12 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使に関すること。 13 委託された公平委員会の事務処理に関すること。 14 他担当の所掌に属しない事務に関すること。
人材確保担当	1 職員の任命の方法についての一般的基準の制定に関すること。 2 職員の採用試験及び選考に関すること。
任用給与担当	1 職員の任用に関すること。 2 職員の臨時的任用に関すること。 3 職員の定年等に関すること。 4 職員の研修制度及び人事評価制度に関すること。 5 職員の給与等についての研究報告及び必要な勧告に関すること。 6 民間給与の調査報告及び生計費の調査に関すること。 7 職員の給与その他給与に関すること。 8 職員に対する給与の支払監理に関すること。

6 事務局の職員

(令和7年4月1日現在)

担当名及び職名		氏 名	発 令 年 月 日
事 務 局 長		小 林 久 美	R 6 . 4 . 15
副 事 務 局 長		本 多 勝 彦	R 5 . 4 . 1
人 事 主 幹		寺 崎 裕 子	R 6 . 4 . 1
総務審査担当	係 長	古 賀 木綿子	R 7 . 4 . 1
	主 事	横 尾 真 大	R 6 . 4 . 1
	主 事	大 島 千 佳	R 6 . 4 . 1
	主 事	横 山 里 帆	R 5 . 10 . 13
	会計年度任用職員	馬 場 加代子	R 4 . 8 . 1
人材確保担当	係 長	坂 本 晃 子	R 6 . 10 . 31
	主任主査	深 町 朱 音	R 5 . 10 . 13
	主 査	田 中 成 尚	R 3 . 4 . 1
	主 査	増 岡 志 穂	R 7 . 4 . 1
	主 査	外 園 理 恵	R 6 . 4 . 1
	主 事	井 手 勝 貴	R 6 . 4 . 1
任用給与担当	係 長	山 川 哲 司	R 6 . 4 . 1
	主 査	江 口 あゆみ	R 5 . 4 . 1
	主 事	松 本 凌 弥	R 7 . 4 . 1

7 令和7年度予算

(単位：千円)

区 分		当初予算	補正予算	最終予算	予算額の費目別内訳
歳 入	警察官採用共同試験実施収入	275		275	雑 入 (財源充当) 659
	〃 (警務課財源充当分)			(753)	
	市町村等公平委員会受託事務収入	384		384	
	合 計	659		659	(警務課財源充当分除く)
歳 出	委員報酬	6,528		6,528	報 酬 8,903 給 料 59,493 職員手当等 36,895 共 済 費 19,282 旅 費 0
	職員給与費	110,364	2,852	113,216	
	会計年度任用職員給与費 (パート)	3,722	152	3,874	
	任用関係事務費	955		955	
	人 件 費 小 計	121,569	3,004	124,573	
	委員活動費	722		722	報 償 費 713 旅 費 4,240 交 際 費 10 需 用 費 4,418 役 務 費 590 委 託 料 11,424 使 賃 料 5,232 負 担 金 4,574
	事務局一般運営費	2,102		2,102	
	任用関係事務費	26,353		26,353	
	給与調査研究費	1,054		1,054	
	公平審査費	446		446	
	労働基準監督等事務費	400	△260	140	
	市町村等公平委員会受託事務処理費	384		384	
	事 業 費 小 計	31,461	△260	31,201	
	合 計	153,030	2,744	155,774	

Ⅱ 人事委員会

1 人事委員会の開催状況

令和7年度における人事委員会の会議は定例会19回、臨時会3回、計22回であり、その開催状況は次表のとおりである。

開催年月日	議 案 等
R7.4.15 (定例会)	(議事事項) 1 通勤手当の運用について（通知）の一部改正について 2 令和7年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）の実施要綱について (報告事項) 1 令和7年度佐賀県職員採用試験の採用予定者数の変更について 2 佐賀県職員採用試験における任命権者（教育委員会、警察本部長）の選択結果について 3 令和7年職種別民間給与実態調査の実施について 4 令和6年度苦情相談の状況について 5 令和6年度有機溶剤中毒予防規則の一部適用除外の認定等の状況について 6 職員の懲戒処分について
R7.5.28 (定例会)	(議事事項) 1 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 2 期末手当及び勤勉手当の運用について（通知）の一部改正について 3 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 4 令和7年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）〔U J I ターン枠・社会人経験枠〕実施要綱について (報告事項) 1 佐賀県職員採用試験における任命権者（知事）の選択結果について 2 令和7年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）の申込状況について 3 職員団体からの2025年民間給与実態調査等に関する申し入れについて 4 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について 5 令和7年度労働基準法等事業所実態調査の実施について 6 職員の懲戒処分について
R7.6.9 (定例会)	(議事事項) 1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について - I 乙第35号議案 佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案） - II 乙第36号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案） 2 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3 委託事務の経費に関する協議書の再締結について 4 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則第11条第3項第5号に係る承認について 5 令和7年度佐賀県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の実施要綱について

	(報告事項) 1 令和7年度佐賀県職員採用試験の採用予定者数の変更について
R7.6.12 (臨時会)	(議事事項) 1 令和7年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔民間型選考枠・スポーツ特別枠〕の採用候補者名簿の確定について
R7.7.7 (定例会)	(議事事項) 1 単身赴任手当の運用について(通知)規則第6条関係第5項第8号に係る承認について
R7.7.31 (臨時会)	(議事事項) 1 令和7年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の最終合格者の決定について (報告事項) 1 令和7年度佐賀県職員採用試験の採用予定者数の変更について
R7.8.7 (定例会)	(議事事項) 1 佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部改正について 2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について 3 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について (報告事項) 1 令和7年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第1次選考)実施要綱(第2回)について
R7.8.26 (定例会)	(議事事項) 1 職の任用等級の変更に伴う関係規則等の一部改正について (1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について (2) 級別職務区分表の一部改正について 2 審査請求に係る受理決定の可否について 3 委員長の選挙について 4 委員長職務代理者の指定について (報告事項) 1 人事院の給与勧告等について 2 職員の給与等に関する報告資料の概要について 3 職員の勤務条件等に関する調査結果の概要について 4 令和7年度佐賀県職員採用試験〔UJIターン枠・社会人経験枠〕の申込状況について 5 令和7年度佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の申込状況について 6 九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の議題に対する回答について
R7.9.9 (定例会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の方針について (報告事項) 1 職員の給与等に関する報告資料(民間給与関係、生計費関係)について 2 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する任命権者からの意見等について 3 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について 4 労働基準法第20条第3項の規定に基づく解雇予告除外認定について 5 職員の懲戒処分について
R7.9.24 (定例会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について (報告事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告に対する職員団体からの要請について 2 職員の給与等に関する報告及び勧告に対する任命権者からの意見等の修正について

R 7 . 10. 6 (定例会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 組織改正等に伴う関係規則等の一部改正について (報告事項) 1 各都道府県人事委員会の報告・勧告の実施状況について 2 令和 7 年公委（審）第 1 号事案に係る答弁書の送付及び反論書の提出等について
R 7 . 10. 14 (臨時会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について (報告事項) 1 令和 7 年度佐賀県職員採用試験の採用予定者数の変更について
R 7 . 11. 10 (定例会)	(議事事項) 1 令和 7 年度佐賀県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）における採用候補者名簿の作成について (報告事項) 1 令和 7 年度佐賀県職員採用試験（社会人経験枠）の採用予定者数の変更について 2 職員団体との勧告会見について 3 各都道府県人事委員会の報告・勧告の実施状況について 4 職員の懲戒処分について
R 7 . 11. 25 (定例会)	(議事事項) 1 地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく意見について Ⅰ 乙第 6 5 号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案） Ⅱ 乙第 6 8 号議案 佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（案） 2 令和 7 年度佐賀県職員採用試験〔UJI ターン枠・社会人経験枠〕における採用候補者名簿の作成について 3 令和 7 年公委（審）第 1 号事案に係る求釈明について (報告事項) 1 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて 2 令和 7 年公委（審）第 1 号事案に係る反論書等の送付及び再答弁書の提出について 3 職員の懲戒処分について
R 7 . 12. 12 (定例会)	(議事事項) 1 令和 7 年給与勧告及び給与条例等改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について (1) 初任給調整手当に関する規則の一部改正 (2) 初任給調整手当に関する規則第 6 条第 3 項の承認について（通知）の一部改正 (3) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正 (4) 期末手当及び勤勉手当の運用について（通知）の一部改正 (5) 最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則の制定 (6) 宿日直手当に関する規則の一部改正 (7) 教職調整額に関する規則の一部改正 (8) 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則等の一部改正 (9) 教員特殊業務手当の運用について（通知）の一部改正 2 地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う関係規則等の一部改正について (1) 地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則の制定 (2) 地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う関係運用通知の一部改正

R 7. 12. 23 (定例会)	(議事事項) 1 令和 7 年給与勧告及び給与条例等改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について (報告事項) 1 令和 7 年公委（審）第 1 号事案に係る再答弁書等の送付及び再反論書の提出等について 2 令和 6 年度佐賀県職員採用試験の採用候補者提示請求について
R 8. 1. 13 (定例会)	(議事事項) 1 措置要求に係る受理決定の可否について (報告事項) 1 令和 7 年地方公務員給与実態調査結果等の概要について 2 職員の懲戒処分について
R 8. 1. 27 (定例会)	(議事事項) 1 令和 7 年給与勧告及び給与条例等改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について (1) 給料の調整額に関する規則 (2) 特勤勤務手当等支給規則 (3) 特勤勤務手当等の運用について（通知） 2 令和 7 年公委（審）第 1 号事案に係る求釈明事項について (報告事項) 1 令和 7 年公委（審）第 1 号事案に係る再反論書等の送付及び再々答弁書の提出について
R 8. 2. 9 (定例会)	(議事事項) 1 地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく意見について Ⅰ 乙第 3 号議案 佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案） Ⅱ 乙第 4 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案） Ⅲ 乙第 1 2 号議案 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（案） 2 令和 8 年度佐賀県職員採用試験の実施計画について 3 令和 8 年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）〔民間型選考枠・スポーツ特別枠〕の実施要綱について
R 8. 2. 24 (定例会)	(議事事項) 1 令和 7 年給与勧告及び給与条例等改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について (1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (2) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（通知） 2 特定任期付職員の採用等承認について 3 令和 8 年度佐賀県職員採用試験の実施計画の変更について (報告事項) 1 令和 8 年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）〔民間型選考枠・スポーツ特別枠〕の実施要綱の変更について 2 令和 7 年度労働基準法等事業所実態調査の結果について

R8. 3. 16 (定例会)	(議事事項) 1 佐賀県人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について 2 令和7年給与勧告及び給与条例等改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について (1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (2) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について (通知) (3) 地域手当に関する規則 (4) 通勤手当に関する規則 (5) 通勤手当の運用について (通知) (6) 扶養手当に関する規則 (7) 扶養手当の運用について (通知) 3 組織改正等に伴う関係規則等の一部改正について (1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (2) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則 (3) 管理職員等の範囲を定める規則 (4) 級別職務区分表 4 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正について 5 一般任期付職員の任期更新承認について 6 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について 7 人事委員会事務局職員の人事異動について (報告事項) 1 令和8年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第1回)(第1次選考)実施要綱について 2 令和7年公委(審)第1号事案に係る再々答弁書及び釈明書の送付及び再々反論書の提出について
R8. 3. 24 (定例会)	(議事事項) 1 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の改正に基づく運用通知の一部改正等について (1) 医療職給料表(二)の適用を受ける保健師、助産師、看護師及び准看護師の初任給等の決定について(通知)の一部改正 (2) 教育職給料表の適用を受ける職員の号給の決定について(通知)の廃止 2 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則について 3 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則について 4 昭和52年及び59年佐教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について 5 昭和50年高教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について (報告事項) 1 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について 2 令和8年度佐賀県職員採用試験〔民間型選考枠・スポーツ特別枠〕の申込状況について 3 佐賀県教育委員会における業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について

2 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項に基づき議会から条例案について意見を求められたものは次のとおりである。

意見提出 年 月 日	議案 番号	条 例 名	意 見
R7.6.12	乙 35	佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	異議ありません。
	乙 36	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
R7.11.26	乙 65	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例	異議ありません。
	乙 68	佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例	
R8.2.16	乙 3	佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	異議ありません。
	乙 4	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
	乙 12	佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例	

3 委員会及び事務局関係規則等の制定及び改正

次表のとおり規則、告示及び訓令等の制定及び改正等を行った。

規則 番号	公 布 年月日	施行又は 適用年月日	規 則 等 名	概 要
4	R8.3.17	R8.4.1	佐賀県人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	○本規則中で引用している条例及び知事部局規則の改正に伴い、本規則の題名を改めるとともに、必要な改正を行った。

業務の執行

I 公平審査事務

1 職員の分限処分及び懲戒処分

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則第3条及び第5条の規定に基づき、令和7年度に任命権者から職員を分限処分又は懲戒処分に付した旨通知があった件数は次のとおりである。

任命権者	分 限 処 分				懲 戒 処 分				
	免職	休職	降任 降給	計	免職	停職	減給	戒告	計
知 事					2	1		1	4
県議会議長									
代表監査委員									
教育委員会					2	2		1	5
警察本部長					1		1	1	3
計					5	3	1	3	12

2 勤務条件に関する措置要求（受託団体関係分を除く）

（1）措置要求の処理状況

区 分	令和6年度末 (R7.3.31) 係属件数	令和7年度中 措置要求件数	令和7年度中 処理件数	令和7年度末 (R8.3.31) 係属件数
措置要求	0	1	1	0

（2）令和7年度の処理結果

令和7年度中に、措置要求がなされた事案は1件であり、受理前に却下しているため、審査は行っていない。

3 不利益処分についての審査請求（受託団体関係分を除く）

（1）審査請求の処理状況（再審査請求を除く）

区 分		令和6年度末 (R7.3.31) 係属件数	令和7年度中 審査請求件数	令和7年度中 処理件数	令和7年度末 (R8.3.31) 係属件数
分限処分	降 給				
	降 任				
	休 職				
	免 職				
懲戒処分	戒 告	1,514		237	1,277
	減 給				
	停 職				
	免 職				
その他（転任など）					
合 計		1,514		237	1,277

(2) 令和7年度の処理結果

令和7年度中に、審査した事案はない。

4 苦情相談の状況

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づく苦情相談について、職員から令和7年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

(1) 苦情相談の内容別件数（重複あり）

区 分	令和6年度末 (R7.3.31) 継続件数	令和7年度中 苦情相談件数	令和7年度中 処理件数	令和7年度末 (R8.3.31) 継続件数
任用関係				
給与関係				
勤務条件・服務関係				
厚生・福祉関係				
公平審査関係				
各種ハラスメント関係		4	3	1
その他		3	2	1
計		7	5	2

(2) 苦情相談の処理区分（重複あり）

区 分	令和7年度中 処理件数
制度等の説明	
事情聴取	2
事情を聴取し、助言	
当局等との話し合いの勧奨	
相談内容を当局に伝達	3
当局に調査の申し入れ	
当局から調査結果の報告	
相談者へ調査結果の伝達	
その他	
計	5

5 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て

令和7年度中に、公立学校の学校医等から公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定により審査の請求がなされたものではなく、また、現在当委員会に係属している事案もない。

6 退職手当の支給制限等の処分についての意見

令和7年度中に、佐賀県職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定により人事委員会の意見を聴かれたものはない。

7 不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況

不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正は、令和7年度はなかった。

Ⅱ 職員団体事務

1 管理職員等の範囲を定める規則の改正状況

組織、職制、権限の分配等に変更があったものについて、次表のとおり管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正した。

規則 番号	公 布 年月日	施 行 又 は 適用年月日	規 則 名	概 要
14	R8. 3. 31	R8. 4. 1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	○令和8年4月1日付け組織改正に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行った。

2 管理職員等の範囲一覧表

(令和8年4月1日現在)

機 関		職 員
本 庁	議会事務局	事務局長 副事務局長 課長 副課長 秘書担当の係長
	知事部局(山博・緑化フェア事務局及び出納局を含む。以下同じ。)	部長 局長 理事 政策統括監 情報統括監 医療統括監 企業立地統括監 事務局長 会計管理者 副部長 副局長 政策総括監 さがデザイン総括監 税政総括監 SSP総括監 スポーツ総括監 脱炭素社会推進総括監 再生可能エネルギー総括監 企業立地総括監 農業政策総括監 出納局長 課長 室長 センター長 政策企画監 さがデザインディレクター 推進監 リーダー 企業立地推進監 家畜防疫対策企画監 参事 技術監 副課長 副室長 副センター長 秘書担当の企画主幹、主幹及び係長(秘書課) 法制担当の企画主幹、主幹及び係長(法務私学課) 人事、給与、服務、職員団体又は厚生福利担当の企画主幹、主幹及び係長(人事課) 人事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主任主査、主査及び主事(人事課)
	教育委員会事務局	理事 副教育長 教育危機管理・広報総括監 課長 政策企画監 推進監 室長 教育企画監 参事 技術監 副課長 副室長 人事主幹 人事又は給与担当の企画主幹、主幹及び係長(教育総務課) 県立学校人事、小中学校人事、働き方改革推進、法規、給与又は健康管理担当の企画主幹、主幹及び係長(教職員課) 人事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の管理主事、主任主査、主査及び主事(教職員課)
	選挙管理委員会事務局	書記長
	人事委員会事務局	事務局長 副事務局長 人事主幹 係長 公平審査又は給与勧告担当の主任主査、主査及び主事
	監査委員事務局	事務局長 副事務局長 副監査監(局長が指定する者に限る。)
	労働委員会事務局	事務局長 課長 副課長
	海区漁業調整委員会事務局	事務局長
現地機関	首都圏事務所	所長 副所長
	消防学校	校長 副校長
	防災航空センター	所長 副所長
	自治修習所	所長 副所長 総務課長
	公文書館	館長 副館長
	県税事務所	所長 副所長 総務課長
	佐賀空港事務所	所長 副所長
	博物館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	九州陶磁文化館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	名護屋城博物館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	佐賀城本丸歴史館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	図書館	館長 副館長
	環境センター	所長 副所長
	保健福祉事務所	所長 保健監 福祉監 副所長 保健医療企画課長

機 関		職 員
	総合福祉センター	所長 副所長
	児童相談所	所長 副所長
	地域生活リハビリセンター	所長 副所長
	衛生薬業センター	所長 副所長 ウイルス課長
	療育支援センター	所長 統括副所長 副所長 課長（所長又は統括副所長が指定する者に限る。）
	虹の松原学園	園長 副園長 総務課長
	精神保健福祉センター	所長 副所長
	食肉衛生検査所	所長 副所長 総務課長
	関西・中京事務所	所長 副所長
	窯業技術センター	所長 副所長 総務課長
	工業技術センター	所長 副所長 センター長
	産業技術学院	学院長 副学院長 総務企画課長
	農林事務所	所長 センター長 副所長
	農業技術防除センター	所長 副所長 専門技術部長
	上場営農センター	所長 副所長
	農業試験研究センター	本場 所長 副所長
		分場 分場長
	農業大学校	校長、副校長
	果樹試験場	場長 副場長
	茶業試験場	場長 副場長
	畜産試験場	場長 副場長
	家畜保健衛生所	所長 副所長 総務課長（中部家畜保健衛生所に限る。）
	水産振興センター	所長 副所長
	高等水産講習所	所長 副所長
	林業試験場	場長 副場長
	土木事務所	所長 副所長
	ダム管理事務所	所長 副所長
	有明海沿岸道路整備事務所	所長 副所長
	教育事務所	本所 所長 教育指導監 副所長（本務としての職に限る。） 管理主任 管理主事
		支所 支所長 管理主任
	教育センター	所長 副所長
	県立学校	校長 副校長 教頭 統括事務長 事務長

備考

- 1 本庁の知事部局及び教育委員会事務局の項中にある「参事」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長、センター長又は室長（以下「課長等」という。）を直接補佐する参事並びに知事部局において、人事、給与、服務等に関する事務を担当する参事、人事課において職員団体を担当する参事及び教職員課において人事、服務又は職員団体を担当する参事をいう。

- 2 本庁の知事部局及び教育委員会事務局の項中にある「技術監」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長等を直接補佐する技術監及び知事部局において、人事、給与、服務等に関する事務を担当する技術監をいう。
- 3 本庁の知事部局、教育委員会事務局及び労働委員会事務局の項中に規定する「副課長」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長（山博・緑化フェア事務局にあっては政策企画監）を直接補佐する副課長並びに知事部局（山博・緑化フェア事務局及び出納局を除く。）の主管課において人事を担当する副課長、秘書課副課長、法務私学課において法制を担当する副課長、人事課副課長、財政課副課長、資産活用課副課長、教育総務課において人事又は給与を担当する副課長及び教職員課副課長をいう。
- 4 本庁の知事部局及び教育委員会事務局の項中に規定する「副室長」とは、人事、給与、服務等に関する事務について室長を直接補佐する副室長及び人材育成・行政マネジメント室副室長をいう。
- 5 本庁の知事部局の項中に規定する「副センター長」とは、人事、給与、服務等に関する事務についてセンター長を直接補佐する副センター長をいう。
- 6 本庁の教育委員会事務局の項中に規定する「教育企画監」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長等を直接補佐する教育企画監をいう。
- 7 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「保健医療企画課長」、「ウイルス課長」、「課長」、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、人事、給与、服務等に関する事務についてそれぞれ現地機関の長を直接補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、保健医療企画課長、ウイルス課長、課長、総務企画課長又は専門技術部長をいう。

3 職員団体の登録（受託団体関係分を除く）

当委員会に登録されている職員団体は次表のとおりである。

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

職員団体の名称	所在地	代表者	単位団体 連合体の 別	登録		令和 7 年度 の登録事項
				番号	年月日	
佐賀県職員労働組合	佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 (県庁内)	執行委員長 片渕 浩敏	単位団体	1	S41. 10. 12 (S26. 5. 11)	R 7. 4. 8 役員の変更
佐賀県高等学校 教職員組合	佐賀市高木瀬町大 字東高木 227- 1 佐賀県教育会館	執行委員長 川崎 秀樹	〃	2	S41. 10. 12 (S26. 11. 26)	R 7. 4. 8 役員の変更
佐賀県教職員 組合	〃	執行委員長 内田あき子	〃	3	S41. 10. 12 (S26. 10. 26)	R 7. 4. 8 役員の変更
佐賀県教職員 連合会	伊万里市大川内町 丙 2394 番地 1	執行委員長 水田 雄治	〃	6	S49. 6. 26	R 7. 4. 8 役員の変更
IRIS 佐賀	愛知県一宮市三条 字新 21- 1	代表 加藤 豊裕	〃	7	R 7. 2. 10	

（注）登録年月日欄の（ ）内は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和 40 年法律第 71 号）施行前の地方公務員法に基づく登録年月日である。

4 法人格付与法に基づく申請及び変更届

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和 53 年法律第 80 号）に基づく申請及び変更届は、令和 7 年度中ではなかった。

Ⅲ 任用事務

1 採用試験

(1) 令和7年度採用試験の概要

試験区分		主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日
				1次試験	2次試験・ 3次試験	
大学卒業程度	〔民間型選考 枠〕 行政 教育行政 機械 土木 建築 化学 農政 畜産 農業土木 林業 薬剤師 保健師 社会福祉	(行政、教育行政) 平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人	(行政、教育行政) 3月1日～17日	4月1日～14日 テストセンター ・基礎能力試験 ・語学資格保有 加点	(行政、教育行政) 5月7日～13日 グランデはがくれ ・面接試験	6月13日
		(機械、土木、建築、化学、農政、畜産、農業土木、林業) 平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人	(技術職) 3月1日～3月24日		(技術職) 5月15日～20日 グランデはがくれ ・面接試験 ・専門性確認面接	
		(薬剤師) 昭和61年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、薬剤師免許の取得者又は令和8年8月31日までに取得見込みの人			〔3次試験〕 (行政、教育行政) 5月31日 庁内会議室 ・論文試験 6月2日～3日 佐賀県社会福祉会館 ・面接試験	
		(保健師) 昭和61年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、保健師免許の取得者又は令和8年8月31日までに取得見込みの人			(技術職) 6月4日～6日 佐賀県社会福祉会館 ・面接試験	
		(社会福祉) 昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、必要な資格等の要件を満たす人				

試験区分		主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日
				1 次試験	2 次試験・ 3 次試験	
大学卒業程度	〔スポーツ特別枠〕 行政 教育行政	平成 8 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた人で、スポーツに関して世界レベルの大会に出場又は全国レベルの大会に出場し、個人又は団体で 8 位以上	3 月 1 日～17 日	4 月 1 日～14 日 テストセンター ・基礎能力試験 ・語学資格保有 加点	5 月 13 日 グランデはがくれ ・面接試験 〔3 次試験〕 5 月 31 日 庁内会議室 ・論文試験 6 月 3 日 佐賀県社会福祉会館 ・面接試験	6 月 13 日

試験区分		主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日
				1 次試験	2 次試験・ 3 次試験	
大学卒業程度	行政 教育行政 警察行政 心理 土木 建築 化学 農政 畜産 農業土木 林業 水産 薬剤師 保健師 管理栄養士 社会福祉 少年補導職員	〔心理〕 昭和 61 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた人で、心理学(相当の課程を含む)を履修又は履修見込の人 〔薬剤師〕 昭和 61 年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日までに生まれた人で、薬剤師免許の取得者又は令和 8 年 8 月 31 日までに取得見込みの人 〔保健師〕 昭和 61 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた人で、保健師免許の取得者又は令和 8 年 8 月 31 日までに取得見込みの人 〔管理栄養士〕 昭和 61 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた人で、管理栄養士免許の取得者又は令和 8 年 8 月 31 日までに取得見込みの人 〔社会福祉〕 昭和 61 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた人で、必要な資格等の要件を満たす人 〔その他の試験区分〕 平成 8 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた人	5 月 1 日 ～22 日	6 月 15 日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験 ・語学資格保有 加点	6 月 15 日 佐賀大学 ・論文試験(1 次 試験日に実施) 7 月 9 日～16 日 グランデはがくれ ・面接試験	8 月 1 日

試験区分		主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日
				1 次試験	2 次試験・ 3 次試験	
短期大学卒業程度	生活指導員	平成 10 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた人	8 月 1 日～ 18 日	9 月 28 日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験	10 月 17 日 庁内会議室 ・論文試験 10 月 24 日 庁内会議室 ・面接試験	11 月 12 日
	行政 教育行政 警察行政 電気 機械 土木 建築 農業 農業土木 林業	平成 16 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた人 ただし、学校教育法に基づく大学(短大を除く。)を卒業した人又は令和 8 年 3 月 31 日までに卒業見込みの人は除く	8 月 1 日～ 18 日	9 月 28 日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験（電気、機械、土木、建築、農業、農業土木、林業のみ）	10 月 17 日 庁内会議室 ・作文試験 10 月 23 日～28 日 庁内会議室 ・面接試験	11 月 12 日

※平成 26 年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。

(2) 令和7年度採用試験の実施状況

試験名	試験区分	採用予定者数 (当初)	申込者数	受験者数 (A)	1次 合格者数	2次 受験者数	最終合格者数 (B)	倍率 (A/B)
大卒 学業 程度	行政	19	155	96	43	39	19	5.1
	教育行政	4	29	14	9	8	4	3.5
	警察行政	4	14	12	9	8	6	2.0
	心理	1	9	7	5	5	1	7.0
	土木	7	12	2	2	2	2	1.0
	建築	1	3	2	2	2	1	2.0
	化学	2	7	4	4	4	0	-
	農政	6	24	16	13	12	6	2.7
	畜産	1	3	3	3	3	1	3.0
	農業土木	4	8	5	5	5	5	1.0
	林業	2	5	2	1	1	1	2.0
	水産	1	3	3	3	3	1	3.0
	薬剤師	2	3	1	0	0	0	-
	保健師	2	24	22	10	9	3	7.3
	管理栄養士	1	26	22	5	5	1	22.0
	社会福祉	4	10	7	7	6	5	1.4
	少年補導職員	1	2	2	2	2	2	1.0
	小計	62	337	220	123	114	58	3.8
	民間型選考枠(行政)	29	262	235	123	105	29	8.1
	民間型選考枠(教育行政)	5	22	21	18	15	5	4.2
	民間型選考枠(機械)	1	2	2	2	1	1	2.0
	民間型選考枠(土木)	10	23	22	20	18	13	1.7
	民間型選考枠(建築)	1	3	3	2	2	1	3.0
	民間型選考枠(化学)	1	2	2	2	1	1	2.0
	民間型選考枠(農政)	2	22	22	17	15	4	5.5
	民間型選考枠(畜産)	1	4	4	4	4	1	4.0
	民間型選考枠(農業土木)	2	9	8	7	6	3	2.7
	民間型選考枠(林業)	4	13	12	11	8	5	2.4
	民間型選考枠(薬剤師)	2	6	6	6	6	4	1.5
	民間型選考枠(保健師)	2	19	17	8	8	2	8.5
	民間型選考枠(社会福祉)	4	11	10	8	6	3	3.3
	小計	64	398	364	228	195	72	5.1
	スポーツ特別枠(行政)	2	4	7	3	3	2	3.5
	スポーツ特別枠(教育行政)	1	3	7	3	3	1	7.0
	小計	3	7	14	6	6	3	4.7
	UJIターン枠 (民間企業等職務経験者)(行政)	24	263	261	96	81	24	10.9
	UJIターン枠 (民間企業等職務経験者)(土木)	1	8	8	7	6	3	2.7
	UJIターン枠 (民間企業等職務経験者)(農政)	1	13	12	8	7	2	6.0
	UJIターン枠 (民間企業等職務経験者)(畜産)	1	7	7	6	3	2	3.5
	社会人経験枠(行政)	1	38	38	8	6	1	38.0
	社会人経験枠(教育行政)	1	18	18	8	7	3	6.0
	小計	29	347	344	133	110	35	9.8
短大 卒 業 程 度	生活指導員	1	5	5	3	2	2	2.5
	小計	1	5	5	3	2	2	2.5
高卒 校 業 程 度	行政	2	33	26	5	4	2	13.0
	教育行政	1	6	5	3	2	1	5.0
	警察行政	5	45	39	17	16	8	4.9
	電気	2	4	4	4	4	2	2.0
	機械	1	0	0	0	0	0	-
	土木	5	23	21	19	18	13	1.6
	建築	3	3	3	2	2	2	1.5
	農業	3	5	5	5	5	3	1.7
	農業土木	3	7	7	7	7	5	1.4
	林業	2	2	1	0	0	0	-
	小計	27	128	111	62	58	36	3.1
県職員合計		186	1,222	1,058	555	485	206	5.1

※スポーツ特別枠は複数志望制のため、第1次試験以降については第2志望を含んだ人数で集計。

(3) 採用試験の過去の実施状況（令和5～7年度）

年度 項目 試験区分		令和5						令和6						令和7					
		申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者
大学卒業程度	行政	224	150	40	20	7.5	15	206	136	32	16	8.5	11	155	96	43	19	5.1	15
	教育行政	39	30	12	6	5.0	6	31	24	10	5	4.8	4	29	14	9	4	3.5	3
	警察行政	19	13	6	3	4.3	2	27	25	10	5	5.0	3	14	12	9	6	2.0	4
	心理	6	5	5	2	2.5	2	11	11	8	3	3.7	2	9	7	5	1	7.0	1
	電気							1	0	0	0	-	0						
	機械							1	1	0	0	-	0						
	土木	18	9	9	9	1.0	5	13	5	5	3	1.7	0	12	2	2	2	1.0	2
	建築	5	3	3	1	3.0	0	3	3	3	3	1.0	3	3	2	2	1	2.0	1
	化学							4	4	4	3	1.3	2	7	4	4	0	-	0
	農政	25	13	12	6	2.2	4	19	12	12	7	1.7	7	24	16	13	6	2.7	5
	畜産	3	3	3	2	1.5	1	2	1	0	0	-	0	3	3	3	1	3.0	1
	農業土木	6	5	5	4	1.3	3	11	8	8	6	1.3	5	8	5	5	5	1.0	5
	林業	8	7	4	2	3.5	1	1	0	0	0	-	0	5	2	1	1	2.0	1
	水産	7	7	3	1	7.0	1	3	3	3	2	1.5	1	3	3	3	1	3.0	1
	薬剤師													3	1	0	0	-	0
	保健師	14	14	8	3	4.7	3	9	9	9	4	2.3	4	24	22	10	3	7.3	3
	社会福祉							11	10	10	7	1.4	7	10	7	7	5	1.4	4
	管理栄養士													26	22	5	1	22.0	1
	少年補導職員													2	2	2	2	1.0	1
	小計	374	259	110	59	4.4	43	353	252	114	64	3.9	49	337	220	123	58	3.8	48
	民間型選考枠（行政）	368	342	126	29	11.8	22	344	323	102	24	13.5	17	262	235	123	29	8.1	18
	民間型選考枠（教育行政）	44	41	13	3	13.7	2	18	17	12	3	5.7	3	22	21	18	5	4.2	4
	民間型選考枠（機械）													2	2	2	1	2.0	1
	民間型選考枠（土木）	21	19	16	6	3.2	5	21	16	16	12	1.3	5	23	22	20	13	1.7	8
	民間型選考枠（建築）													3	3	2	1	3.0	1
	民間型選考枠（化学）													2	2	2	1	2.0	0
	民間型選考枠（農政）	34	33	17	5	6.6	5	29	23	17	4	5.8	2	22	22	17	4	5.5	2
	民間型選考枠（畜産）													4	4	4	1	4.0	0
	民間型選考枠（農業土木）													9	8	7	3	2.7	2
	民間型選考枠（林業）													13	12	11	5	2.4	3
	民間型選考枠（薬剤師）													6	6	6	4	1.5	3
	民間型選考枠（保健師）													19	17	8	2	8.5	2
	民間型選考枠（社会福祉）	34	33	17	5	6.6	5	29	23	17	4	5.8	2	11	10	8	3	3.3	2
	小計	501	468	189	48	9.8	39	441	402	164	47	8.6	29	398	364	228	72	5.1	46
	スポーツ特別枠（行政）	5	5	5	2	2.5	2	2	4	4	2	2.0	2	4	7	3	2	3.5	2
	スポーツ特別枠（教育行政）	1	4	4	1	4.0	1	2	3	3	1	3.0	1	3	7	3	1	7.0	1
	小計	6	9	9	3	3.0	3	4	7	7	3	2.3	3	7	14	6	3	4.7	3

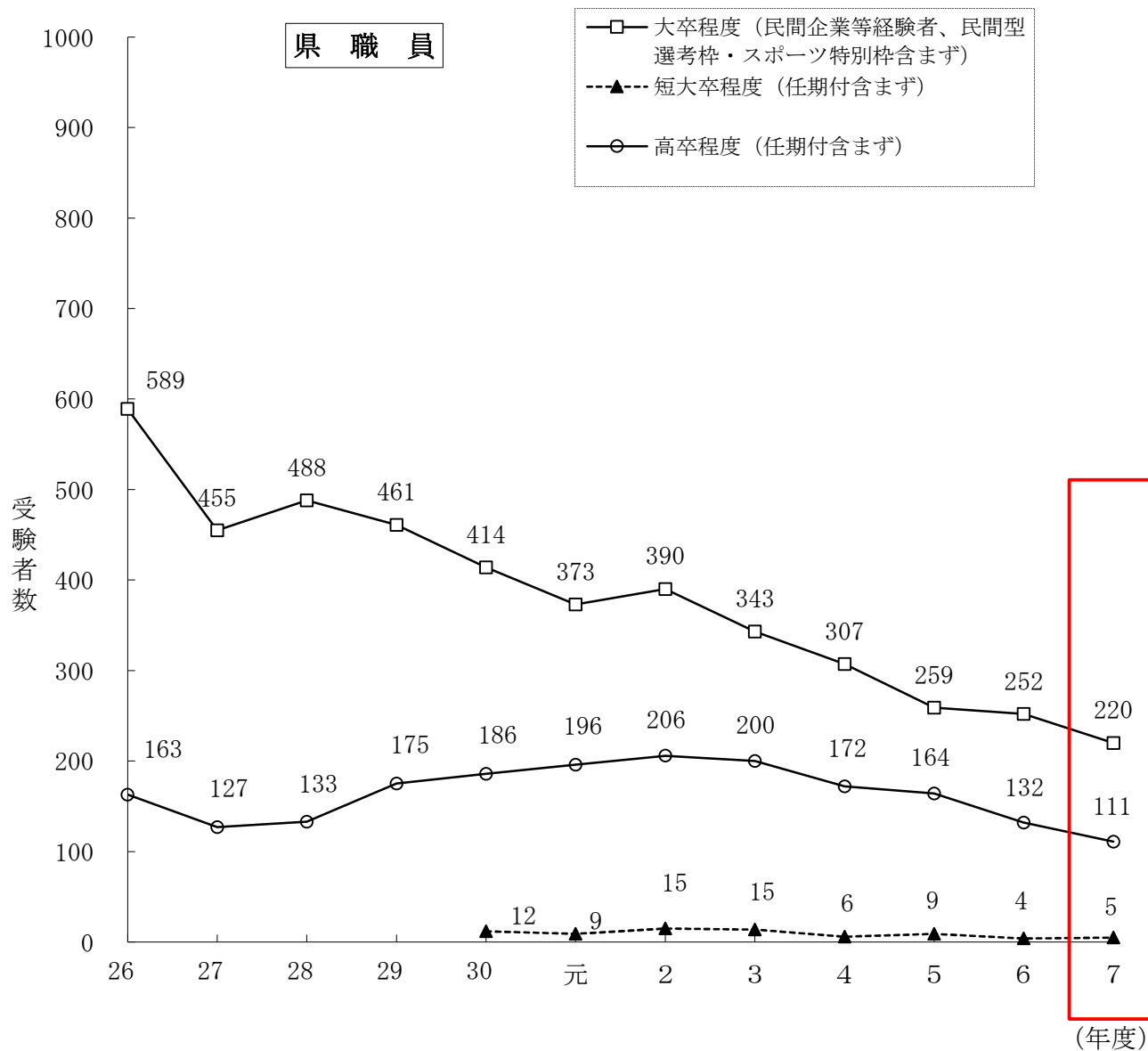
年度 項目 試験区分		令和 5						令和 6						令和 7					
		申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者
	UJI ター ン 枠 (民間企業経験者・土木)	4	3	1	1	3.0	1	3	3	2	2	1.5	1	8	7	7	3	2.7	3
	UJI ター ン 枠 (民間企業経験者・農政)	7	5	5	3	1.7	3	10	10	8	3	3.3	3	13	12	8	2	6.0	2
	UJI ター ン 枠 (民間企業経験者・畜産)													7	7	6	2	3.5	2
	社 会 人 経 験 枠 (行 政)	88	88	8	2	44.0	2	40	40	8	1	40.0	1	38	38	8	1	38.0	1
	社 会 人 経 験 枠 (教 育 行 政)	64	64	13	3	21.3	3	49	49	12	2	24.5	2	18	18	8	3	6.0	2
	小 計	449	446	123	38	11.7	35	312	312	106	27	11.6	26	347	343	133	35	9.8	32
	大 卒 合 計	1,330	1,182	431	148	8.0	120	1,110	973	391	141	6.9	107	1,089	941	490	168	5.6	129
短大卒業程度	生 活 指 導 員	3	3	3	2	1.5	2	5	4	3	1	4.0	1	5	5	3	2	2.5	2
	短 大 卒 計	3	3	3	2	1.5	2	5	4	3	1	4.0	1	5	5	3	2	2.5	2
高校卒業程度	行 政	92	77	17	9	8.6	7	58	41	11	5	8.2	3	33	26	5	2	13.0	2
	教 育 行 政	10	10	4	1	10.0	1	4	4	3	1	4.0	1	6	5	3	1	5.0	1
	警 察 事 務	53	49	44	21	2.3	14	60	51	42	20	2.6	12	45	39	17	8	4.9	3
	電 気							1	1	0	0	-	0	4	4	4	2	2.0	2
	機 械													0	0	0	0	-	0
	土 木	15	14	10	7	2.0	6	18	16	16	12	1.3	7	23	21	19	13	1.6	7
	建 築							2	2	2	2	1.0	2	3	3	2	2	1.5	1
	農 業	7	7	5	2	3.5	2	9	9	5	2	4.5	2	5	5	5	3	1.7	3
	農 業 土 木	6	6	4	3	2.0	3	3	3	3	3	1.0	3	7	7	7	5	1.4	4
	林 業	1	1	1	1	1.0	1	5	5	5	5	1.0	3	2	1	0	0	-	0
	高 卒 計	184	164	85	44	3.7	34	160	132	87	50	2.6	33	128	111	62	36	3.1	23
県職員計		1,517	1,349	519	194	7.0	156	1,275	1,109	481	192	5.8	141	1,222	1,057	555	206	5.1	154

※平成26年度から、警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している

※令和6年度より「警察事務」から「警察行政」に名称を変更

(4) 受験者数の推移（平成26～令和7年度）

(人)



2 採用選考

地方公務員法において職員の採用は、原則として競争試験によるものとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考によることを妨げないものとされている。これを受け、佐賀県職員の任用に関する規則において、選考による採用を規定している。

選考は、必要に応じ筆記試験、実地試験のほか、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を客観的に判定する方法により行っている。

〔採用選考職〕

●特殊の免許、資格を必要とする職

【医療関係職】

医師、歯科医師、獣医師、診療放射線技師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士

【船舶関係職】

船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士

【その他】

職業訓練指導員、航空整備士、回転翼航空機操縦士

●特殊の知識、経験、能力を必要とする職

教授、助教授、研究員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、消防教官、学芸員、文化財保護主事、職業指導員、臨床心理士、情報技術職員、サイバー犯罪捜査官、財務捜査官、物理

●障害者をもって充てる職

なお、令和7年度の採用選考合格者数（国、他県職員等から本県職員になる場合の採用選考を含む。）は、（１）及び（２）のとおりである。

(1) 採用選考の状況 ((2) を除く)

該当条項	任用規則第10条の6 第1項															小計			計
	1号			3号			5号			9号			10号						
任用等級	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	
部長級													1			1	0	0	1
副部長級	1															1	0	0	1
課長級	5		2											3		5	3	2	10
副課長級	3												1			4	0	0	4
係長級	2		1										26	3		28	3	1	32
主査級																0	0	0	0
主事級	2												33	1	1	35	1	1	37
警視級						1										0	0	1	1
警部級						5										0	0	5	5
警部補級						1			1							0	0	2	2
巡査部長級						4									3	0	0	7	7
巡査級															1	0	0	1	1
会計年度任用職員										1,000	168	66				1,000	168	66	1,234
合計	13	0	3	0	0	11	0	0	1	1,000	168	66	61	7	5	1,074	175	86	1,335

- ※1号 国等からの採用
3号 他県からの警察官の採用
5号 かつて職員であった者の採用
9号 会計年度任用職員としての採用（学校、議会事務局、各委員会事務局を除く）
10号 競争試験によることが不適当な職への採用

(2) 障害者を対象とする採用選考の状況

【1回目】

- ・第1次選考 令和7年6月22日（日） 教養試験、論作文試験
申込者14名 受験者14名 第1次選考合格者12名

【2回目】

- ・第1次選考 令和7年11月2日（日） 教養試験、論作文試験
申込者8名 受験者8名 第1次選考合格者7名

※平成26年度から第2次選考以降は任命権者において実施している

※参考 第2次選考（面接試験）

【1回目】 受験者12名 最終合格者3名

【2回目】 受験者7名 最終合格者0名

3 昇任選考

平成 28 年度から、昇任は任命権者において実施している。

4 転任協議

職員を現在任用されている職から、給料表の適用又は試験区分若しくは採用選考の職種を異にする職に任用する場合は、あらかじめ人事委員会に協議を要することとしていたが、令和 2 年 2 月 28 日から人事委員会への協議は不要とした。

5 公益的法人等への職員派遣

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則において派遣先団体の指定を行っている。

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

(1) 在職派遣の状況

区分	在職派遣（条例（※）第 2 条第 1 項）				計
該当条項	1 号〔一般社団法人、 一般財団法人〕	2 号〔一般地方独 立行政法人〕	3 号〔政令指 定法人〕	4 号〔その他 法人〕	
団体数	6	1	9	5	21

(2) 退職派遣の状況

区分	退職派遣（条例（※）第 11 条第 1 項）		計
該当条項	1 号 〔県出資 25%以上法人〕	2 号 〔県の事務と密接に関連した法人〕	
法人数	0	0	0

※公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例

6 任期付職員採用

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 2 条に基づく任期付職員の採用について、採用の承認、任期の更新の承認を行っている。

7 任用関係規則の改正状況

次表のとおり任用関係規則の改正を行った。

規則 番号	公 布 年月日	施行又は 適用年月日	規 則 名	概 要
7	R 8 . 3 . 27	R 8 . 4 . 1	公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	「公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」により派遣される職員の派遣先として、「地方税共同機構」を追加し、「一般社団法人佐賀県観光連盟」を「一般社団法人佐賀県文化観光連盟」へ名称変更を行った。

IV 給 与 事 務

職員の給与を検討するため、令和7年4月現在の民間給与の実態、国及び他の都道府県職員との給与比較並びに物価及び生計費の状況等について調査研究を行った結果、令和7年10月14日、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告を行った。

1 職員の給与等に関する報告（給与について）

（1）職員の給与等

令和7年4月における在職者は12,350人である。これら職員の平均年齢は41.2歳、男女別構成は男性56.6%、女性43.4%、学歴別構成は大学卒84.0%、短大卒4.0%、高校卒12.0%となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次のとおりである。

【行政職給料表適用職員の状況】

年 月		令和7年4月	(参考) 令和6年4月
項 目			
職 員 数		3,522人	3,600人
平 均 年 齢		40.8歳	41.0歳
平均経験年数		18.6年	18.8年
学歴別構成比	大 学 卒	76.6 %	76.4 %
	短 大 卒	2.5 %	2.9 %
	高 校 卒	20.9 %	20.7 %
男女別構成比	男性	63.3 %	63.8 %
	女性	36.7 %	36.2 %

また、令和7年4月現在における給与（基準内給与）の平均月額は、次のとおりである。

給与区分 職種	給料月額	給料の 調整額	教 職 調整額	扶養手当	地域手当	計
行政職	331,412 円	642 円	－ 円	8,881 円	417 円	341,352 円
全職員	348,536 円	1,695 円	7,009 円	9,200 円	198 円	366,638 円

（2）職員の給与と民間給与との比較

令和7年、人事院においては、官民給与の比較に係る比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引き上げる見直しを行った。これを踏まえ、本委員会においても同様に見直しを行い、職員の給与と民間給与との比較を行った。

① 月例給

職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種（事務・技術関係）の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の令和7年4月分の諸手当を含む給与額を対比させるラスパイレース方式により、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、職員の給与が民間給与を1人当たり平均 11,005 円(3.07%)下回っていた。

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A－B）
368,985 円	357,980 円	11,005円（3.07%）

② 特別給

令和6年8月から令和7年7月までの1年間に於いて、民間事業所で支給された賞与等の特別給は、所定内給与月額に相当している。

（3）国家公務員との給与水準の比較

総務省の令和6年地方公務員給与実態調査（令和6年4月1日現在）によると、国家公務員（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員）の平均俸給月額を100とし、これに相当する職員の構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数（ラスパイレス指数）は、99.6となっており、令和5年の99.5から増加した。

（4）職員の給与の改定方針

① 月例給

令和7年4月時点で、職員給与が民間給与を11,005円（3.07%）下回っていることから、民間給与との較差を解消するため、基本的な給与である給料の引上げ改定を行う。

また、この改定は、令和7年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

（行政職給料表）

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、令和7年の人事院勧告で示された行政職俸給表（一）の改定内容や人材確保の観点等を踏まえ、大卒程度試験に係る初任給について13,700円（6.21%）、高卒程度試験に係る初任給について14,200円（7.55%）、それぞれ引き上げ、初任給以外の号給については、若年層に重点を置き、改定率をなだらかに逡減させる形を基本に公民較差の範囲内で引上げ改定を行うこととする。

この結果、平均改定率は、1級5.9%、2級4.4%、3級3.6%、4級2.8%、5級から9級までは2.7%となる。

（行政職給料表以外の給料表）

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行う。

なお、医療職給料表（一）については、国の俸給表に準じて改定を行う。

② 特別給

職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数（4.60月）が、民間の特別給の支給割合（4.64月）を0.04月分下回っていた。このため、令和6年8月から令和7年7月までの1年間に於ける民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.05月分引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。なお、令和7年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引上げ、令和8年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研

究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

③ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当は、医療職給料表（一）の改定と合わせて国に準じて支給額の改定を行ってきており、今回も同様の考え方で所要の改定を行う。

なお、実施時期についても給料表の改定に合わせ令和7年4月に遡及する。

④ 通勤手当

ア 原動機付交通用具使用者に対する通勤手当

人事院勧告等においては、民間の長距離通勤者に対する支給額が公務の手当額を上回っている状況を踏まえ、自動車等により通勤することが必要な職員の負担に配慮して、距離区分の上限を「60km以上」から「100km以上」に引き上げ、「60km以上」の部分について5km刻みで新たな距離区分を設けることとされた。

本県においては、自動車等の原動機付交通用具使用者に対する通勤手当は、2kmごとの距離区分により手当額を定め、上限は「60km以上」としているところであるが、新たな距離区分を設けるに当たっては長距離の通勤を助長しないよう考慮する必要がある。また、県内で自動車等を利用して通勤している職員の状況及び手当の支給限度額を総合的に勘案し、上限を「80km以上」とし、「60km以上」の部分について2km刻みで新たな距離区分を設ける。

イ パークアンドライドなどに係る通勤手当

人事院勧告においては、自動車等使用者について、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することとされた。

本県においては、歩くライフスタイルを推進し、自転車・公共交通機関等を利用する「エコ通勤」を推奨しているところである。

このような状況を踏まえ、通勤において公共交通機関と交通用具（自動車、自転車など）を併用する際、駐車場・駐輪場を利用している職員を対象として、駐車場等の利用料について、1か月当たり5,000円を上限とする通勤手当を新設することとする。

これに伴い、交通機関等と交通用具との併用者に対して支給している300円の加算は廃止する。

ウ 月の途中で採用された職員等の通勤手当

人事院報告においては、通勤手当は、月の初日に支給要件を満たしているとき以外は、翌月から手当が支給されることとなっていることから、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、通勤手当の支給等に係る規定に関し、所要の措置を講じることとされた。

本県においても、国と同様に、月の途中で採用される職員等に対し、翌月から手当を支給することとなっていることから、国が講じる措置を踏まえ、採用日等から通勤手当を支給できるよう見直す必要がある。

⑤ 宿日直手当

人事院勧告等においては、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改正を行うこととされた。

本県においても、国の宿日直手当の改定に準じて所要の改定を行う必要がある。

⑥ 特地勤務手当等

人事院勧告等においては、特地官署等への採用に伴い転居を行った職員に対しても特地勤務手当に準ずる手当を支給することとされた。

また、特地勤務手当の額及び特地勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎について、「現に受ける俸給等」のみを用いる方法に改めることとされた。

本県においても、国の特地勤務手当等の改正に準じて所要の改正を行う必要がある。

⑦ 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院勧告等においては、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、採用市場での競争力を確保していくため、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和8年4月から措置することとされた。

一方、地方公共団体において支給できる手当は、地方自治法第204条第2項において規定されているところであり、今後の法改正の動向や人事院勧告等を踏まえた国の措置内容について注視する必要がある。

⑧ 級別資格基準表の廃止

人事院報告においては、職務給の原則の下、採用の種類や年次にとらわれない職務・職責を基準とした給与制度・運用は重要であり、これに見合った給与処遇の確保を引き続き推進していくため、昇格前の在級期間に係る制度を廃止するとともに、これに関連する初任給制度等の諸制度についても見直しを行うこととされた。

本県においては、職員の職務の級を決定する際に必要な経験年数や在級年数を、級別資格基準表によって定めているところであるが、国の見直しの趣旨を踏まえ、同表を廃止する。また、これに関連する初任給制度等の諸制度についても見直しを行う。

⑨ 教育職員の給与

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「給特法等一部改正法」という。）が令和7年6月に公布された。その中で、教育職員の給与に係る処遇改善について、教職調整額の基準となる額（給料月額 4% ）を令和8年1月から毎年 1% ずつ引上げ令和12年度までに 10% とすること等の措置を講ずることとされた。

本県においても、給特法等一部改正法を踏まえ、所要の改正を行う必要がある。

（5）給与勧告実施の要請

地方公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから、

労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

近年、行政需要が増大し、多様化・複雑化する中、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、個々の職員は高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

こうした職員に対して適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

令和7年の勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、月例給、特別給ともに引上げを行うことが必要と判断した。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、勧告どおり実施されるよう要請する。

(参考1)

最近の給与勧告と実施状況

年 度	本 県						国					
	人事委員会勧告				実施内容		人事院勧告				実施内容	
	勧告日	公民較差 (較差額)	改定率 (改定額)	実施 時期	実施率	実施 時期	勧告日	官民較差 (較差額)	改定率	実施 時期	実施率	実施 時期
28	10.11	△0.06 (△237)	△0.065 (△217)	12.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.8	0.17 (708)	0.2	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
29	10.6	0.04 (151)	— (—)	—	—	—	8.8	0.15 (631)	0.2	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
30	10.10	0.12 (416)	0.14 (415)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.10	0.16 (655)	0.2	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
元	10.8	0.03 (97)	0.03 (97)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.7	0.09 (387)	0.1	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
2	12.23	△0.01 (△43)	— (—)	—	—	—	10.28	△0.04 (△164)	—	—	—	—
3	10.15	△0.01 (△20)	— (—)	—	—	—	8.10	0.00 (△19)	—	—	—	—
4	10.11	0.24 (834)	0.24 (834)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.8	0.23 (921)	0.3	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
5	10.19	1.08 (3,745)	1.08 (3,745)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.7	0.96 (3,869)	1.1	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
6	10.17	2.94 (10,244)	2.94 (10,244)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.8	2.76 (11,183)	3.0	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
7	10.14	3.07 (11,005)	3.07 (11,005)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.7	3.62 (15,014)	3.3	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり

(参考2)

給料表別職員数推移

(各年4月1日現在)

年度 給料表	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
全	人 12,331	人 12,311	人 12,332	人 12,364	人 12,444	人 12,449	人 12,434	人 12,531	人 12,413	人 12,350
行政	3,343	3,356	3,416	3,435	3,490	3,510	3,563	3,641	3,600	3,522
公安	1,646	1,674	1,673	1,674	1,664	1,663	1,646	1,675	1,653	1,674
研究	155	156	158	165	164	159	159	156	154	153
医(一)	8	7	7	8	8	8	7	7	6	7
医(二)	189	180	176	180	185	178	228	237	233	239
医(三)	87	83	83	81	75	72	-	-	-	-
高校	2,298	2,264	2,259	2,261	2,262	2,238	2,211	2,188	2,174	2,139
中・小	4,605	4,591	4,560	4,560	4,596	4,621	4,620	4,627	4,593	4,616

(参考3)

職員の平均年齢及び学歴別・男女別人員構成比

(令和7年4月1日現在)

区分 給料表	平均年齢 (歳)	学 歴 別 人 員 構 成 比				男 女 別 人 員 構 成 比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全	41.2	84.0%	4.0%	12.0%	0.0%	56.6%	43.4%
行政	40.8	76.6	2.5	20.9		63.3	36.7
公安	38.0	54.1	4.7	41.2	0.1	89.1	10.9
研究	42.0	98.7	0.7	0.7		82.4	17.6
医(一)	48.1	100.0				85.7	14.3
医(二)	40.9	92.9	7.1			28.9	71.1
高校	44.9	93.3	4.2	2.5		53.3	46.7
中・小	40.7	95.3	4.7			41.6	58.4

(注1) 平均年齢及び構成比は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(注2) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

2 職員の給与等に関する報告（公務運営について）

（1）人材の確保・育成等

ア 人材の確保・育成

本委員会では、任命権者が求める人物像に合った多彩で優秀な人材を確保するため、採用試験制度の多様化等に取り組んできた。

現在、本県においては、50 歳以上の職員が全体の 30.2%を占め、当分の間、多くの職員が定年を迎えることとなることから、新たな職員の確保が不可欠である。一方、若年層人口の減少や、民間企業における採用活動の活発化、国や他の地方公共団体との競合などにより、職員の採用を取り巻く環境は深刻さを増しており、今後も激しい人材獲得競争が続くことが見込まれる。

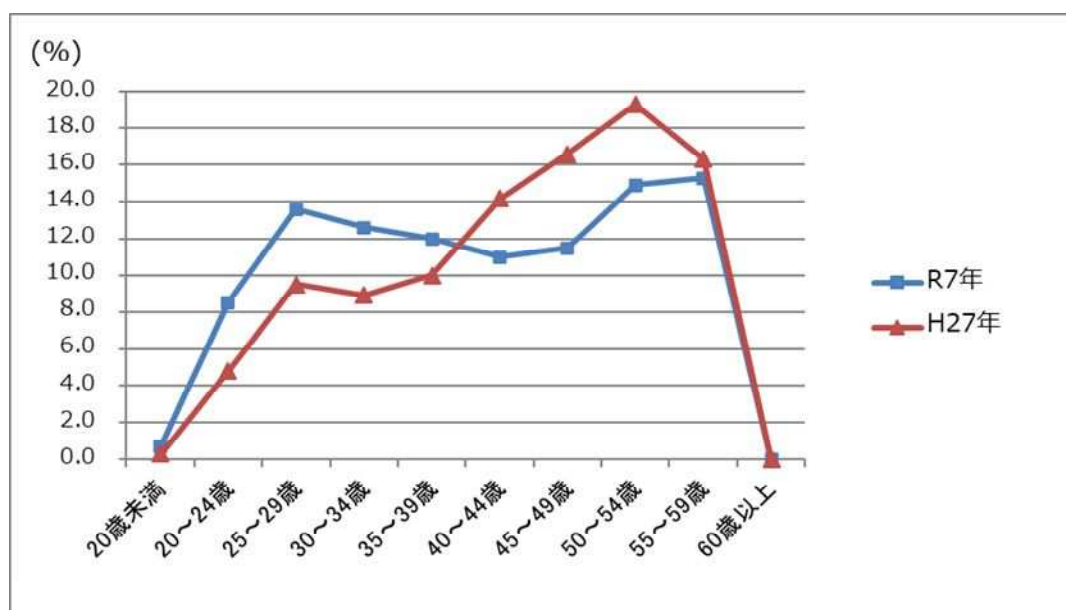
特に、技術系職種の最終倍率は、令和 6 年度の試験見直し等により若干は改善したものの、依然として低倍率で推移していることから、民間企業や国・他の地方公共団体の採用手法を研究し、受験者確保につながるよう更なる試験制度の改善や大学との連携など、人材の確保に必要な取組を推進していく必要がある。

また、こうした取組に加え、技術系職種を希望する学生等对本県の取組や職務の魅力を今まで以上に効果的に発信していくことが不可欠である。

これまで、任命権者が行うインターンシップ制度のほか、本委員会では、本県の伝えるべき魅力や独自性をターゲットに響く表現に落とし込んだ採用説明会資料を作成し、それを用いた説明会等での発信や、任命権者と連携しながら、職員採用サイトの作成・充実、セミナーの開催や個別相談の実施、大学訪問、民間主催の各種就職セミナー等を活用した情報発信など、募集・広報活動に取り組んできた。

就職活動の早期化や情報収集経路の多様化など就職を取り巻く状況が変化している中、県職員の仕事の魅力を知ってもらい、本県への受験意欲がより高まるよう、ターゲットに情報を届ける手法を研究し、適切な時期における情報発信の強化が必要である。引き続き、職員採用サイトの更なる充実など様々な工夫を重ねながら、任命権者と連携して、広報活動に必要な予算を確保し、募集・広報活動を一層強化していく。

図表 1 年齢別職員構成（各年 4 月 1 日現在）
構成比

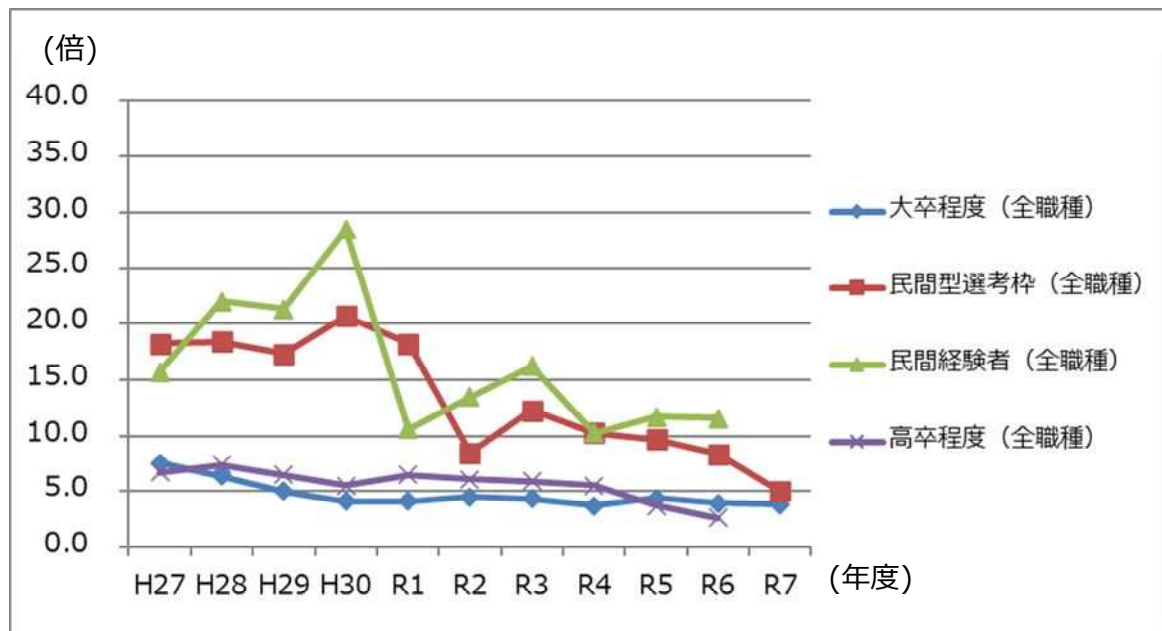


職員数

(単位：人)

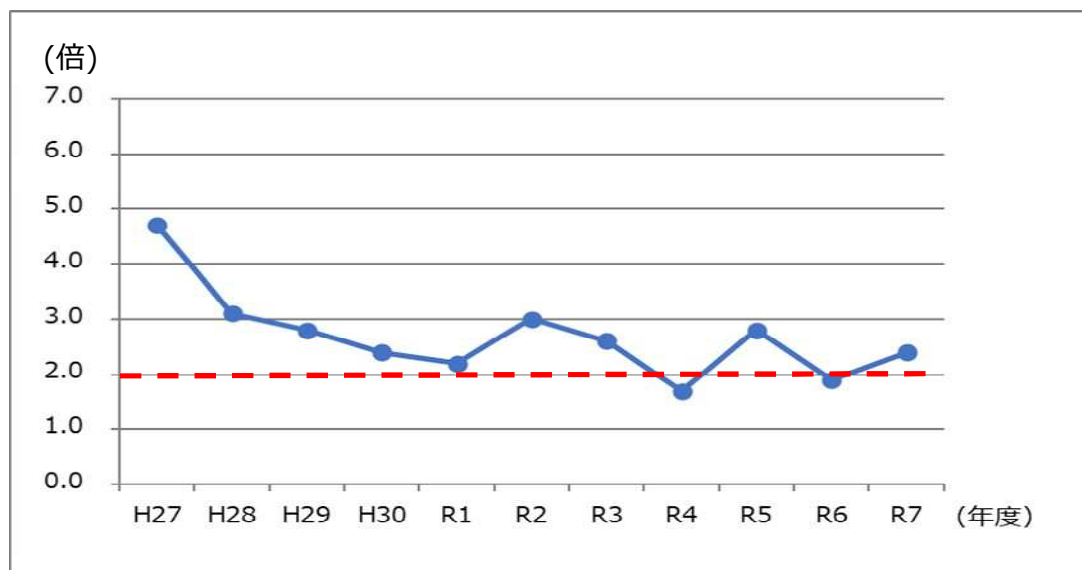
区分	20 歳 未満	20 歳 ～ 24 歳	25 歳 ～ 29 歳	30 歳 ～ 34 歳	35 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 44 歳	45 歳 ～ 49 歳	50 歳 ～ 54 歳	55 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
平成 27 年	40	597	1,176	1,108	1,244	1,764	2,067	2,400	2,027	1	12,424
令和 7 年	86	1,045	1,684	1,553	1,480	1,357	1,421	1,838	1,886	0	12,350

図表 2 試験別受験倍率の推移



(注) 教員及び警察官は含まない。

図表 3 技術系職種（資格職等除く）の最終倍率の推移



(注) 教員及び警察官は含まない。

R5～は民間型選考枠（旧：特別枠）も含む。

次に、急速に進むデジタルトランスフォーメーション（D X）やグローバル化、少子高齢化など社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズ、複雑化・高度化する行政課題や危機事象等に、組織として適切に対応し、より水準の高い行政サービスを提供していくためには、時代に応じた職員の人材育成が不可欠である。

このため、知事部局においては、能力に応じたレベル別研修や能力開発研修（特定スキルの向上）など研修の見直しが実施されたところだが、各任命権者においては、人材育成の方針等に基づき、求められる人材を効果的に育成していくため、キャリア開発や研修の更なる推進とともに、職場研修（O J T）の充実・強化や人事評価の適切な運用などを図りながら、引き続き、長期的な視点で人材の育成に努めることが求められる。

イ 多様な人材の活躍推進

複雑・高度化した行政の諸課題に対応するためには、性別、障害の有無、年齢などに関わりなく、それぞれの経験を生かし、多様な人材の活躍促進に向けて、全ての職員が活躍できる環境整備が重要である。

本県では特に行政職では、民間企業等経験者の採用に力を入れており、令和 7 年 4 月現在、本県の行政職員に占める民間企業等経験者の割合が 17.7% となっており、全国の地方自治体でトップとなっている。

民間企業等を経験してきた職員が持つ感性、新しいことに気づき、挑戦しようとする姿勢は県庁で働く他の職員にも刺激となり、県庁組織全体の活性化につながっている。

女性職員の育成、登用については、任命権者において積極的に推進されており、令和 7 年 4 月における職員に占める女性職員の割合は 43.4% で、そのうち管理職に占める女性職員の割合（速報値）は、知事部局が 17.4%（目標値 16% 以上）、教育委員会（公立学校）が 28.2%（目標値 25% 以上）といずれも目標を上回っている。

障害者雇用については、地方公共団体の法定雇用率が令和 6 年 4 月から段階的に引き上げられたことを考慮し、各任命権者にあつては、計画的な採用に努めるとともに、障害のある職員が働きやすい勤務環境を整備・支援する取組を進める必要がある。

高齢期職員（60 歳以上の職員）については、令和 5 年 4 月から職員の定年が段階的に 65 歳まで引き上げられた。

高齢期職員には、これまで培った豊富な知識、経験等を活用し、後輩職員の育成や知識・技術などを継承していくことが期待されており、高齢期職員が高いモチベーションを維持しながら働きやすい環境づくりを推進することが必要である。

多様な人材がいる組織は、変化する環境や県民ニーズに対して柔軟な対応が可能となる。引き続き、職員の多様性を尊重しながら、より良い組織を築いていく必要がある。

ウ 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価については、職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成にも活用していく必要がある。

このため、人事評価制度の客観性、公平性、透明性及び信頼性を確保し、職員の納得感を高めていくことが極めて重要であり、任命権者においては、今後も、継続的な検証を行い、その実情に応じて随時見直し、改善を図っていくことが求められる。

（２）勤務環境の整備

① 長時間勤務の縮減及び年次休暇の取得促進

ア 時間外勤務等の縮減（教育職員を除く。）

恒常的な長時間の勤務は、職員の健康及び福祉の確保、勤務意欲の維持に関わるものであり、人材の確保や行政組織の活力の維持に悪影響を及ぼすことから、本委員会は、従来、時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の縮減の必要性を指摘してきた。

時間外勤務等の縮減については、任命権者においても、これまで様々な取組が講じられてきたところであるが、令和６年度の職員１人当たりの年間の時間外勤務等の時間数は、全体で 158.7 時間（令和５年度 158.1 時間）と微増している。

また、職員の時間外勤務等については、条例及び規則等に命じることが出来る上限が定められている。令和６年度、通常業務等で上限を超えて時間外勤務等を命じられた職員は、全体で 241 人（令和５年度 167 人）と大幅に増加している。過度の長時間勤務は、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされており、本来、上限を超過するような働き方は、極めて限定的なものでなければならず、このような超過勤務の最小化は喫緊の課題である。

管理職員は、各職場において、日々のコミュニケーションを深め、効率化・合理化による業務量の削減を進めていくことが求められる。また、長時間労働が職員の心身に負荷をかけることを強く認識するとともに、時間外勤務を命じる場合は、事前命令を徹底し、それが真に必要な業務であるか否かを判断した上で、必要最小限となるようにしなければならない。

任命権者においては、自らが強力なリーダーシップを発揮し、適正な勤務時間の管理を行うため、管理職員のマネジメント力を強化する必要がある。また、長時間勤務等の上限に関する制度等の趣旨、目的を十分に理解し、業務量に応じた弾力的な人事配置を行うなど、組織全体として、引き続き実効性のある時間外勤務等の縮減の取組を推進する必要がある。

イ 学校現場における教育職員の長時間勤務の縮減

令和７年６月に公布された給特法等一部改正法において、政府は、学校における働き方改革の一層の推進のため、１月当たりの時間外在校等時間数を令和 11 年度までに平均 30 時間程度に削減することを目標としており、学校における働き方改革に関する計画の策定や、その実施状況の公表などが、令和 8 年 4 月 1 日から各教育委員会に対して義務付けられることとなった。

県教育委員会においては、教育職員の負担を軽減するため、出退勤・サービス管理のシステム化や、チーム担任制の導入、長期休業中の学校閉庁日の設定など、様々な業務改善に取り組まれているところである。しかしながら、令和６年度の教育職員１人当たりの年間の時間外在校等時間数は、全体で 342.2 時間（令和５年度 379.7 時間）であり、依然として長時間勤務を行っている教育職員は多い。

県教育委員会においては、質の高い教育の実践と、教育職員の健康及び福祉を確保していくため、現在実施している取組の効果を検証するとともに、国の方針を踏まえて見直しを進め、学校現場における働き方改革を更に推進し、より効果的な取組を着実に実施していくことが極めて重要である。

また、市町教育委員会とも連携し、勤務実態の把握や業務分担の見直し、実情に応じた人員配置等の必要な環境を整備することが必要である。

ウ 年次休暇の取得促進

年次休暇については、令和6年の職員1人当たりの平均取得日数は、全体で13.4日と令和5（13.7日）から減少している。知事部局においては特定事業主行動計画に掲げている目標である14日以上を達成したものの、教育委員会、警察本部においては、目標は達成されていない。

任命権者においては、年次休暇を年間20日付与していることを踏まえ、更なる取得の促進に向けた取組が求められる。職員の休暇取得が進まない場合は、その要因を分析し、年次休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組むとともに、引き続き休日や夏季休暇等と組み合わせた計画的かつ連続的な取得促進に努める必要がある。

② 職員の健康管理

複雑・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、職員一人一人が心身共に健康で、その能力を十分に発揮できることが求められる。

職員の健康管理については、任命権者において、各種健康診断や健康診断事後指導、カウンセリングなどの様々な取組が実施されてきた。

長時間労働については、労働安全衛生法において、事業者に、長時間労働者の業務状況に関する産業医への情報提供、医師による面接指導の実施等が義務付けられており、任命権者においては、これらを踏まえながら、引き続き、職員の健康管理の充実に取り組む必要がある。

一方、心の健康問題による長期病休者は増加傾向にある。特に、職員の病気休職者のうち、精神疾患を原因とする者の割合は8割に達しており、職員のメンタルヘルス対策については取組を強化していく必要がある。

管理職員においては、日頃のコミュニケーションを通じて、職員の健康状態等の把握や、周りに相談しやすい職場環境づくりに努めることが重要である。

また、任命権者においては、ストレスチェック等による未然防止を行い、病気休暇・休職からの円滑な職場復帰のための支援の拡充や再発防止について、関係部署と連携しながら、適切な対策を講ずる必要がある。

③ 仕事と生活の両立支援の推進

職員が仕事と生活の調和を図りながら、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、仕事と育児、介護等の両立支援制度及び意識啓発のための取組をより一層推進していくことが重要である。

任命権者においては、令和6年度の勧告・報告以降、県独自の子育て部分休暇制度を導入するなど、育児、介護に係る休暇・休業制度等の充実を図ってきた。また、仕事と育児、介護等の両立支援制度に関する周知を強化し、休暇等の取得促進にも積極的に取り組んできた。

男性職員の育児休業については、「ハッピー・ワン・マンズ」^{(注)1}等を推進し、機運の醸成を図ってきたこともあり、令和6年度の男性職員の育児休業取得率は49.9%と令和5年度（25.8%）から大幅に増加している。

一方、地方公務員の男性に係る育児休業取得率の政府目標^{(注)2}は大幅に引き上げられており、任命権者においては、目標の見直しについても検討するとともに、引き続き、対象の男性職員が希望や事情に応じた制度が選択できるよう、業務分担の見直しや人員配置の変更等の措置を積極的に講じるなど、育児休業等の両立支援制度が利用しやすい環境づくりをより一層推進していく必要がある。

(注)1 本県（知事部局）独自の取組で、対象の男性職員が1月以上の育児に関する休暇・休業を取得することを目標とするもの

(注)2 2025年までに1週間以上の取得率を85%、2030年までに2週間以上の取得率を85%とする目標

④ 多様で柔軟な働き方の推進

育児や介護をする職員に限らず、職員のライフスタイルに応じた多様な働き方を支援することは、ワーク・ライフ・バランスの実現や人材確保に資するものである。

令和7年6月、総務省から「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項について」の通知が発出された。通知では、「地方公務員の兼業については、職員による自律的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりや、高齢化、人口減少など社会情勢の変化を背景として、兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備することが各地方公共団体に求められている」とされている。

任命権者においては、現在実施している早出遅出勤務制度等について、その効果や課題の検証を行うとともに、フレックスタイム制や時代の変化に即した兼業制度等、多様で柔軟な働き方の推進について、県民サービスや公務運営への影響を勘案しつつ、引き続き検討していく必要がある。

⑤ ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の個人としての人格や尊厳を侵害し、勤務意欲や自信を減退させるだけでなく、健康を害する原因となりうる行為であり、さらには、職場環境の悪化など職場全体に大きな影響を与え、公務の運営に支障を及ぼす行為でもある。

任命権者においては、ハラスメントの根絶を目標として、職員研修等を通じた意識啓発により一層取り組むことが求められる。また、ハラスメントに関する相談があった際には、迅速かつ適切に対応し、全ての職員がハラスメントに関する正しい認識を深め、ハラスメントのない職場環境づくりに向けて、取組を強化していく必要がある。

また、近年は、行政窓口等においても、長時間の居座りや大声、罵声、脅迫、謝罪の強要等、職員に対するカスタマー・ハラスメントも問題となっており、令和6年度、各任命権者において、カスタマー・ハラスメント対応マニュアル等が策定されるなど、対策が進められている。

任命権者においては、これらの対応マニュアル等を活用しながら必要に応じて研修を実施するとともに、カスタマー・ハラスメントに対しては、個々の職員で対応することなく組織全体として対応をしていくことが求められる。

(3) 服務規律の確保

県民全体の奉仕者である職員には、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められているが、一部の職員による不祥事が発生していることは、県民の公務全体に対する信頼を著しく失墜させることであり、誠に遺憾である。

職員においては、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努めることが極めて重要である。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、平時から指導を徹底するとともに、事実関係を十分に把握、分析し、再発防止のための研修や啓発を行うなど、引き続き実効性のある取組を徹底・強化していく必要がある。

3 給与関係規則及び運用通知の制定、改正又は廃止

次表（１）及び（２）のとおり給与関係規則及び運用通知の制定、改正又は廃止を行った。

（１）規則の制定、改正又は廃止

規則 番号	公 布 年月日	施行 (適用年月日)	規 則 名	概 要
23	R 7 . 6 . 6	R 7 . 6 . 6	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	管理栄養士及び歯科衛生士に係る基準等の改正を行った。
28	R 7 . 8 . 29	R 7 . 9 . 1	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	R 7 . 9 . 1 付け任用等級の変更に伴い、所要の改正を行った。
29	R 7 . 10 . 10	R 7 . 10 . 14	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	R 7 . 10 . 14 付け組織改正等に伴い、所要の改正を行った。
30	R 7 . 12 . 17	R 7 . 12 . 17	地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則	地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、関係する規則について引用条項の改正を行った。
31	R 7 . 12 . 17	R 7 . 12 . 17	最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正に伴い、最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関する規則の制定を行った。また、最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則（令和 6 年佐賀県人事委員会規則第 31 号）の廃止を行った。
32	R 7 . 12 . 17	R 7 . 12 . 17 (R 7 . 4 . 1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例の一部改正により、医師及び歯科医師に対する当該手当の支給限度額が改定されることに伴い、支給期間中の支給月額の改定を行った。
33	R 7 . 12 . 17	R 7 . 12 . 17 (R 7 . 12 . 1) R 8 . 4 . 1	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正に伴い、勤勉手当の成績率の上限を定める規定の改定を行った。
34	R 7 . 12 . 17	R 7 . 12 . 17 (R 7 . 4 . 1)	宿日直手当に関する規則	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正に伴い、業務ごとの手当額の改正を行った。

規則 番号	公 布 年月日	施行 (適用年月日)	規 則 名	概 要
35	R 7 . 12 . 26	R 7 . 12 . 17 (R 8 . 1 . 1)	佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則及び佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	佐賀県公立学校職員特勤及びへき地条例の改正に伴い、多学年学級担当手当の廃止及び教員特殊業務手当の改正を行った。
36	R 7 . 12 . 26	R 8 . 1 . 1	教職調整額に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県公立学校職員給与条例及び佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の改正に伴い、所要の改正を行った。
37	R 7 . 12 . 26	R 8 . 1 . 1	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号）等の内容を踏まえ、別表第 1 及び別表第 2 に規定する級号給ごとの手当額の改定並びに学級担任に対する加算の新設を行った。
1	R 8 . 2 . 6	R 8 . 2 . 6 (R 8 . 1 . 1)	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県公立学校職員給与条例及び教職調整額に関する規則の一部改正により、教育職給料表の備考の 2 の適用範囲に 4 級（校長）が追加されたことに伴い、所要の改正を行った。
2	R 8 . 2 . 6	R 8 . 2 . 6 (R 7 . 4 . 1)	特地勤務手当等支給規則等の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例の改正に伴い、算定基礎及び支給対象職員を見直す改正を行った。
3	R 8 . 3 . 6	R 8 . 3 . 6 (R 7 . 4 . 1)	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正により、給料月額が改定されたことに伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正を行った。
5	R 8 . 3 . 19	R 8 . 4 . 1	扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	令和 7 年度税制改正に伴い、扶養親族の所得要件について改正を行った。
6	R 8 . 3 . 19	R 8 . 4 . 1	地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	経過措置期間における令和 8 年度の地域手当の支給割合の改正を行った。

規則 番号	公 布 年月日	施行 (適用年月日)	規 則 名	概 要
8	R 8 . 3 . 27	R 8 . 4 . 1	通勤手当に関する規則 の一部改正	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学 校職員給与条例の改正に伴い、駐車場等 に係る手当の規定を新設等した。
11	R 8 . 3 . 31	R 8 . 4 . 1	佐賀県公立学校職員特 殊勤務手当及びへき地 手当支給規則の一部を 改正する規則	へき地教育振興法施行規則の一部を改 正する省令の施行に伴い、へき地手当に 準ずる手当の支給対象となる職員の規 定を整備した。
12	R 8 . 3 . 31	R 8 . 4 . 1	佐賀県職員の管理職手 当の支給に関する規則 の一部を改正する規則	R 8 . 4 . 1 付け組織改正等に伴い、所要 の改正を行った。
13	R 8 . 3 . 31	R 8 . 4 . 1	佐賀県職員特殊勤務手 当支給規則の一部を改 正する規則	R 8 . 4 . 1 付け組織改正に伴い、用地交 渉従事手当の規定の改正を行った。
15	R 8 . 3 . 31	R 8 . 4 . 1	佐賀県職員の初任給、 昇格、昇給等の基準に 関する規則の一部を改 正する規則	人事院規則 9 - 8 の改正に伴い、経験年 数の換算方法の改正等を行った。また、 R 8 . 4 . 1 付け組織改正等に伴い、所要 の改正を行った。

(2) 運用通知の改正又は廃止

通知 番号	通 知 年月日	適 用 年月日	通 知 名	概 要
人委第 121 号	R7. 4. 16	R7. 4. 1	通勤手当の運用 についての一部 改正について	やむを得ない事情により支給限度額が 15 万円とな る職員の返納額の規定を整備した。
人委第 274 号	R7. 5. 28	R7. 6. 1	期末手当及び勤 勉手当の運用に ついての一部改 正について	役職加算の対象となる職員を規定している別表 2 において、公安職給料表適用者に係る号給を R7. 4. 1 から適用された新給料表の号給に改めた。
人委第 1159 号	R7. 12. 17	R7. 4. 1	初任給調整手当 に関する規則第 6 条第 3 項の承 認についての一 部改正について	初任給調整手当に関する規則の一部改正に伴い、規 則第 6 条第 3 項に基づき特に必要と認めて承認し た職員に対して支給する初任給調整手当の支給額 の改定を行った。
人委第 1164 号	R7. 12. 17	R7. 12. 1 R8. 4. 1	期末手当及び勤 勉手当の運用に ついての一部改 正について	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与 条例の改正に伴い、勤勉手当の総額を算出する際に 用いる支給割合の改正を行った。
人委第 1168 号	R7. 12. 17	R7. 12. 17	地方公務員法の 一部を改正する 法律の一部改正 に伴う関係通知 の一部改正につ いて	地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に 伴い、関係する通知について引用条項の改正を行っ た。
人委第 1171 号	R7. 12. 26	R8. 1. 1	教員特殊業務手 当の運用につい ての一部改正に ついて	佐賀県公立学校職員特勤及びへき地条例の改正に 伴い、教員特殊業務手当の運用について避難所運営 への協力に係る業務の要件等の改正を行った。
人委第 1328 号	R8. 2. 6	R7. 4. 1	特地勤務手当等 の運用について の一部改正につ いて	佐賀県職員給与条例及び特地勤務手当等支給規則 の改正に伴い、関係規定の改正を行った。
人委第 1426 号	R8. 3. 6	R7. 4. 1	佐賀県職員の初 任給、昇格、昇給 等の基準に関す る規則の運用に ついての一部改 正について	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与 条例の一部改正により、給料月額が改定されたこと に伴い、医療職給料表(二) 6 級から行政職給料表 7 級へ給料表異動した場合の号給について改正を行 った。

通知 番号	通 知 年月日	適 用 年月日	通 知 名	概 要
人委第 1522 号	R 8 . 3 . 19	R 8 . 4 . 1	扶養手当の運用 についての一部 改正について	大学生年代の扶養親族の所得限度額を引き上げる ことに伴い、規定の改正を行った。
人委第 1547 号	R 8 . 3 . 27	R 8 . 4 . 1	通勤手当の運用 についての一部 改正について	駐車場等に係る手当の新設に伴い、規定の改正等 を行った。
人委第 1540 号	R 8 . 3 . 31	R 8 . 4 . 1	佐賀県職員の初 任給、昇格、昇給 等の基準に關す る規則の運用に ついての一部改 正について	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する 規則の改正に伴い、経験年数換算に係る規定につい て改正を行った。
人委第 1541 号	R 8 . 3 . 31	R 8 . 4 . 1	医 療 職 給 料 表 (二)の適用を受 ける保健師、助産 師、看護師及び准 看護師の初任給 等の決定につい ての一部改正に ついて	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する 規則等の改正に伴い、医療職給料表(二)の適用を 受ける保健師等に対する経験年数の特例の運用が 不要となったため、所要の改正を行った。
人委第 1558 号	R 8 . 3 . 31	R 8 . 3 . 31	教育職給料表の 適用を受ける職 員の号給の決定 についての廃止 について	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する 規則等の改正に伴い、教育職員に対する経験年数の 特例の運用が不要となったため、通知の廃止を行っ た。

4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認

職員の初任給の決定、昇格、昇給等の一般的な基準については、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に定められているところであるが、この規則に定める特別の場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている。

承認の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

部 局 \ 条 項			初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則				
			第 17 条	第 18 条	第 20 条 第 3 項	第 24 条 第 3 項	第 52 条
知 事 部 局							1
教育委員会	教育委員会事務局						
	学 校	教育職員	県立学校				
			中 学 校				
			小 学 校				
			義務教育学校				
		一 般 職 員					
警察本部	警 察 官						2
	一 般 職 員						
計							3

(注 1) 第 17 条：人事交流等により採用された職員の号給の決定

第 18 条：特殊の職に採用する場合等の号給の決定

第 20 条第 3 項：昇格前の職の級の在級年数が 1 年未満の者を昇格させる場合の承認

第 24 条第 3 項：降格となった職員の号給の決定

第 52 条：特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合の承認

(注 2) 各種委員会は知事部局に含む。

V 職員の勤務条件関係事務

1 労働基準監督機関としての職権行使

労働基準法別表第一第 11 号及び第 12 号に掲げる事業並びに同表に掲げる事業以外の事業に従事する職員(技能労務職給料表適用職員を除く。)の勤務条件に関し、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定により人事委員会が行使した労働基準監督機関としての職権については、次のとおりである。

(1) 事業場の区分

ア佐賀県人事委員会が職権を行使する事業場

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

労働基準法 別表第 1 の 事業区分	該 当 事 業 場			
	任 命 権 者			
	知 事	教育委員会	警察本部長	そ の 他
第 12 号	消防学校 自治修習所 公文書館 博物館 九州陶磁文化館 美術館 名護屋城博物館 佐賀城本丸歴史館 図書館 環境センター 衛生薬業センター 窯業技術センター 工業技術センター 産業技術学院 上場営農センター 農業試験研究センター 農業大学校 果樹試験場 茶業試験場 畜産試験場 水産振興センター	教育センター 県立学校（特別支援学校寄宿舎を除く）	警察学校	

労働基準法 別表第1の 事業区分	該 当 事 業 場			
	任 命 権 者			
	知 事	教育委員会	警察本部長	そ の 他
	高等水産講習所 林業試験場			
労働基準法 別表第1に 掲げる事業 以外の事業	本庁 首都圏事務所 防災航空センター 県税事務所 国際交流プラザ 佐賀空港事務所 保健福祉事務所福祉支援課 総合福祉センター （保護課及び地域 生活リハビリ課を 除く） 児童相談所 関西・中京事務所 農林事務所 農業技術防除セン ター 家畜保健衛生所	教育委員会事務局 教育事務所	警察本部（自動車 整備工場を除く） 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察 隊 機動隊 警察署	議会事務局 選挙管理委員会事 務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員 会事務局

(2) 労働基準監督機関の職権行使

令和7年度中に、地方公務員法第58条第5項の規定に基づく、労働基準法及び労働安全衛生法上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行ったものは次のとおりである。

処 理 事 項	知事部局	教 育 委 員 会	警察本部	その他	計
解 雇 予 告 除 外 認 定	2		1		3
3 6 協 定 届	24	52	1		77
断続的な宿直又は日直の許可					
監視・断続的労働従事者の 適 用 除 外 許 可					
第一種圧力容器廃止報告					
ボ イ ラ ー 廃 止 報 告					
有機溶剤中毒予防規則の 一 部 除 外 認 定		1	1		2

(3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査

ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラに係る令和7年度中の検査等の状況は次のとおりである。

特定機械の種類	検査等の項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
ボイラー	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	1	2			3
	休止中		1			1
第一種圧力容器	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	3	6			9
	休止中					
ゴンドラ	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	1				1
	休止中					

(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施

職員の良好な勤務条件の確保と安全で快適な職場環境の形成を図るため、労働基準監督機関として、各事業所が労働基準法や労働安全衛生法等の規定に基づきその適正な運用を行っているかどうか訪問し、帳簿、書類提出を求め、実態調査を行った。

ア 調査実施期間

令和7年5月～令和8年2月

イ 調査実施事業所数

項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
事業場調査	18	16	6	1	41

ウ 調査項目

勤務形態、時間外勤務の状況等、年次有給休暇の取得状況、宿日直勤務、労働安全衛生法関係、事務所衛生基準規則関係、機械及び有害物等の取扱状況、ボイラー及び第一種圧力容器等、ゴンドラ、有機溶剤中毒予防規則関係、特定化学物質障害予防規則関係、電離放射線障害防止規則関係、高気圧作業安全衛生規則関係

エ 調査結果

臨時的な業務以外で時間外勤務の上限を超過した職員がいる、衛生委員会の議事の概要を職員に周知していない、衛生委員会の議事で特に重要なものに係る記録を作成していない、36協定を遵守していない、大規模災害等業務以外で時間外勤務の上限を超過した職員がいる、大規模災害等業務以外で時間外勤務の上限時間を超過した職員について、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行っていない、衛生委員会を毎月1回以上開催していない、有機溶剤を取り扱う業務を行う

屋内作業場について、6月以内ごとに1回、作業環境測定を行っていない、産業医が毎月1回以上（事業者から毎月1回以上、一定の情報提供を受けている場合で、事業者の同意を得ているときは少なくとも2月に1回）職場内を巡視していない、といった不備な点が確認された。不備な点については、事業所ごとに指導を行った。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況

次表（１）、（２）及び（３）のとおり関係規則、告示及び運用通知の制定又は改正等を行った。

（１）規則の制定又は改正等

規則 番号	公 布 年月日	施行又は 適用年月日	規 則 名	概 要
25	R 7. 8. 22	R 7. 10. 1	佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	○地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行され、育児部分休業の取得パターンの多様化が行われることに伴い、所要の改正を行った。
26	R 7. 8. 22	R 7. 10. 1	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正により、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等が行われること等に伴い、所要の改正を行った。
9	R 8. 3. 27	R 8. 4. 1	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正により生理休暇の名称が変更されること等に伴い、必要な改正を行った。
10	R 8. 3. 27	R 8. 4. 1	佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	○令和7年度人事院勧告に鑑み、国において非常勤職員に係る特別休暇が一部有給化されること等を踏まえ、県の会計年度任用職員についても同様の措置を行った。

（２）告示の制定又は改正等

なし

（３）運用通知の制定又は改正等

なし

3 職員の退職管理に関する規則等の改正状況

（１）規則の制定又は改正

なし

（２）運用通知の制定又は改正

なし

（３）再就職者による依頼等の届出

地方公務員法第38条の2第7項に基づく再就職者による依頼等の届出は、令和7年度はなかった。

VI 公平委員会の受託事務関係

1 受託団体

県が地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会の事務を受託している地方公共団体は、令和8年3月31日現在で7市10町22一部事務組合2広域連合（計41団体）である。

2 勤務条件に関する措置要求

受託団体の職員から、令和7年度中に地方公務員法第46条の規定に基づき措置要求がなされた事案及び令和8年3月31日現在係属している事案はない。

3 不利益処分についての審査請求

受託団体の職員から、令和7年度中に地方公務員法第49条の2の規定に基づき審査請求がなされ、審理を行った事案は1件であり、令和8年3月末日現在、審理を係属中の状況である。

4 苦情相談の状況

地方公務員法第8条第2項第3号の規定に基づく苦情相談について、受託団体の職員から令和7年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

(1) 苦情相談の内容別件数（重複あり）

区 分	令和6年度末 (R7.3.31) 係属件数	令和7年度中 受付件数	令和7年度中 処理件数	令和7年度末 (R8.3.31) 係属件数
任用関係				
給与関係				
勤務条件・服務関係		6	6	
厚生・福祉関係				
公平審査関係				
各種ハラスメント関係		7	7	
その他		1	1	
計		14	14	

(2) 苦情相談の処理区分（重複あり）

区 分	令和7年度中 処理件数
制度等の説明	1
事情聴取	2
事情を聴取し、助言	
当局等との話し合いの勧奨	2
相談内容を当局に伝達	9
当局に調査の申し入れ	
当局から調査結果の報告	
相談者へ調査結果の伝達	
その他	
計	14

5 職員団体事務

(1) 管理職員等の範囲

受託団体の管理職員等の範囲は、人事委員会規則で定めることとされている。令和7年度中の組織の変更等により、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正した。

規則番号	公 布 年月日	施 行 又 は 適用年月日	規 則 名	概 要
22	R7.6.6	R7.6.6	佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	○公平委員会の事務を受託している団体の組織改正に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行った。
24	R7.6.20	R7.7.1	佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	○公平委員会の事務を受託している団体の組織改正に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行った。
27	R7.8.26	R7.8.26	佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	○公平委員会の事務を受託している団体の組織改正に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行った。

(2) 職員団体の登録

受託団体関係分で当委員会に登録されている職員団体は、次表のとおりである。

(令和8年3月31日現在)

職員団体の名称	所 在 地	代表者	登 録		R7年度の 登録事項
			番号	年 月 日	
自治労鳥栖市 職員労働組合	鳥栖市宿町 1118 鳥栖市役所内	執行委員長 成瀬 悠介	102	S43.4.13	R7.8.18 役員の変更
鹿島市 職員労働組合	鹿島市大字納富分 2643 番地 1 鹿島市役所内	執行委員長 瀬戸 孝一	106	S42.6.13	R7.8.19 役員の変更 R7.12.10 規約の変更
太良町 職員組合	太良町大字多良 1 番地 6 太良町役場内	執行委員長 中村 誠	108	S43.3.29	R7.9.11 役員の変更
自治労武雄市 職員労働組合	武雄市武雄町大字昭和 1-1 武雄市役所内	執行委員長 中村 大二	110	S61.11.11	R7.9.11 役員の変更
自治労基山町 職員労働組合	基山町大字宮浦 160-2 基山町役場内	執行委員長 久保山 聖 応	111	S62.9.11	R7.9.11 役員の変更 R7.9.22 役員の変更
多久市 職員労働組合	多久市北多久町大字小侍 7 番地 1 多久市役所内	執行委員長 岸川 真紀	115	H5.11.25	R7.7.11 規約及び役

職員団体の名称	所 在 地	代表者	登 録		R7年度の 登録事項
			番号	年 月 日	
					員の変更 R7.11.11 役員の変更
小城市 職員労働組合	小城市三日月町長神田 2312 番地 2 小城市三日月庁舎内	執行委員長 古川 誠	117	H17. 4. 7	R7. 5. 21 役員の変更 R8. 1. 15 役員の変更
みやき町 職員労働組合	みやき町大字原古賀 1043 番地 みやき町中原支所内	執行委員長 松枝 邦輔	118	H17. 8. 25	R7. 5. 21 役員の変更 R7.10. 2 役員の変更
白石町 職員労働組合	白石町大字福田 1247 番地 1 白石町役場内	執行委員長 吉田 健一 郎	120	H17.12. 7	R7. 9. 22 役員の変更
神崎市 職員労働組合	神崎市神埼町鶴 3542 番地 1 神崎市役所内	執行委員長 宮地 幸之 助	121	R6.12.16	R7. 4. 8 役員の変更 R7.10.21 規約及び役 員の変更
IRIS 武雄	愛知県一宮市三条字新 21- 1	代表 加藤 豊裕	122	R7. 2. 10	
IRIS みやき	愛知県一宮市三条字新 21- 1	代表 加藤 豊裕	123	R7. 2. 25	



佐賀県人事委員会事務局

〒840-0041 佐賀県佐賀市城内一丁目6番5号 佐賀県庁南館2階

T e l 0952-25-7241 F a x 0952-25-7323

U R L <https://www.pref.saga.lg.jp/list00149.html>

E-mail jinjii@pref.saga.lg.jp